

# 山梨県公報

第三百六十四号

令和五年

三月二十七日

月 曜 日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員、公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員、公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成十六年山梨県告示第二十九号)の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

## 目次

告示

- 山梨県議会の議員その他非常勤の職員、公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示……………一六三
- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定……………一六四
- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定の一部改正……………一六五
- 土地改良区の定款の一部変更の認可……………一六五
- 道路の区域変更……………一六五
- 道路の供用開始……………一六五
- 廃川敷地等……………一六五
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一六五
- 一般競争入札について……………一六七
- 公共測量の終了(三件)……………一六七

公安委員会

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………一六八
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………一六八
- その他……………一七三
- 専門学校山梨県立農林大学校学則の一部を改正する規程……………一七三

## 告示

### 山梨県告示第百一号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員、公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十七日

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九四一円	一一、九五七円
二十歳以上二十五歳未満	五、四三六円	一二、九五七円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇四九円	一三、九八五円
三十歳以上三十五歳未満	六、二七二円	一六、六九六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六九三円	一九、六八九円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四九円	二一、五〇五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇九六円	二二、八九八円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九四円	二五、一八九円
五十五歳以上六十歳未満	六、五七〇円	二五、三一九円
六十歳以上六十五歳未満	五、四七三円	二一、〇二二円
六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一六、一一七円
七十歳以上	三、九四〇円	一一、九五七円

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、令和四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第百二号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第四項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間適用する。

令和五年三月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 甲府駅～野牛島～御勅使	甲府駅	野牛島	御勅使
二 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園
三 敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
四 敷島(営)～グリーンライン～昇仙峡滝上	敷島営業所	グリーンライン	昇仙峡滝上
五 敷島(営)～竜王駅～昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口

六 敷島(営)～御所循環～敷島(営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所
七 敷島(営)～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
八 敷島(営)～後屋～山梨医大病院	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院
九 甲府駅～十五所～鰍沢(営)	甲府駅	十五所	鰍沢営業所
十 小笠原下仲町～西野～中央病院	小笠原下仲町	西野	県立中央病院
十一 小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十二 甲府駅～十五所～フォレストモール	甲府駅	十五所	フォレストモール
十三 韭崎(営)～増富温泉郷	韭崎営業所	増富温泉郷	増富温泉郷
十四 韭崎駅～大草～甲府駅	韭崎駅	大草	甲府駅
十五 韭崎駅～敷島～甲府駅	韭崎駅	敷島	甲府駅
十六 河口湖線	河口湖駅	膳棚 旭日丘	御殿場駅
十七 河口湖線	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅
十八 忍野山中湖循環線	河口湖駅	市立病院内 野平野	河口湖駅
十九 新富士線	富士山駅	精進湖 富士宮駅	新富士駅

山梨県告示第百三号

山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定（平成二十三年山梨県告示第五百六号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

表九の項を削り、同表中十の項を九の項とし、同表十一の項終点の欄中「中央病院」を「県立中央病院」に改め、同項を同表十の項とし、同表中十二の項を十一の項とし、十三の項を十二の項とし、同表十四の項中「葎崎」を「葎崎（営）」に改め、同項を同表十三の項とし、同表中十五の項を十四の項とし、十六の項から二十の項までを一項ずつ繰り上げる。

山梨県告示第百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年三月十七日近津用水土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和五年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年四月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 富士吉田西桂線
三 道路の区域

Table with 3 columns: 区間 (富士吉田市上暮地字五名米倉一・一五番一地从先から), 旧別 (敷地の幅員の別 (メートル)), 延長 (延長 (メートル)). Values: 旧 一二・五, 延長 三〇一・四.

富士吉田市上暮地字米倉四六三四番一地从先まで

Table with 3 columns: 新 (一二・五), 延長 (二八・四), 期日 (三〇一・四).

山梨県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年四月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

Table with 4 columns: 道路の種類 (県道), 路線名 (富士吉田西桂線), 区間 (富士吉田市上暮地字五名米倉一〇六番一地从先から富士吉田市上暮地二丁目四六八三番二地先まで), 延長 (五二六・六メートル), 供用開始の期日 (令和五年三月二十八日).

山梨県告示第百七号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 河川の名 富士川水系 流川
二 廃川敷地等が生じた年月日 令和五年三月二十七日
三 廃川敷地等の位置 甲府市大里町字南耕地三千七百七十四番一地从先
四 廃川敷地等の数量 七十・六四平方メートル

山梨県告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 中央市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画公園事業 四・四・四号 中央市総合防災公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年十一月三十日から令和八年三月三十一日
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 変更なし
  - 2 使用の部分 なし

## 公 告

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束との間の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 調達をする借入物品等の名称及び数量
  - (一) 名称 認証基盤等管理システム機器等
  - (二) 数量 一式
- 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 令和五年十二月一日から令和十年二月二十九日まで
- 4 納入場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階情報政策課
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格

のない者とみなす。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
  - 2 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
  - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつて、その役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
  - 4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
  - 5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
  - 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
    - 1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和五年四月二十一日（金）まで（山梨県の休日を含め、この公告の日の翌日から令和五年四月二十一日（金）まで「県の休日」という。）を除く。）
    - 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
    - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。  
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課
  - 五 入札手続等
    - 1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和五年四月十一日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。
    - 2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和五年四月十一日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六八(三)の問合せ先に電話連絡すること。
    - 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 令和五年五月十一日(木)午後一時三十分  
(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに令和五年五月十日(水)午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。  
(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。  
(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語  
(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話〇五五―二二三―一四一九)

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: Equipment for PC Control System 1 set  
2 Date and time for tender: 1:30PM May 11, 2023  
3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
令和五年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量(砂防計画)

二 測量の地域 富士山周辺(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南巨摩郡身延町及び南都町並びに南都留郡西桂町及び鳴沢村)

三 測量の期間 令和四年八月十七日から令和五年二月二十八日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
令和五年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量(砂防計画)

二 測量の地域 富士山周辺(富士吉田市及び南都留郡鳴沢村)  
三 測量の期間 令和四年七月一日から令和五年二月二十八日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わつた旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
令和五年三月二十七日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 測量の種類 公共測量（一級水準測量）
  - 二 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町
  - 三 測量の期間 令和四年十一月一日から令和五年三月十日まで

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和五年三月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（山梨県公安委員会行政文書管理規則の一部改正）

**第一条** 山梨県公安委員会行政文書管理規則（平成十三年山梨県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第九条」を「第十条」に改める。

第十一条第四号中「山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第十四条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条第一項」に改める。

（山梨県公安委員会個人情報管理規則の一部改正）

**第二条** 山梨県公安委員会個人情報管理規則（平成十八年山梨県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号。以下「条例」という。）を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）」に改める。

第二条第一項中「条例第二条第三項」を「法第六十条第一項」に改める。  
第七条を次のように改める。

（漏えい等発生時の措置）

第七条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちにその旨を個人情報管理者に報告するものとする。

2 個人情報管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を公安委員会に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 個人情報管理者は、第一項の規定により報告を受けた漏えい等が法第六十八条第一項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第二項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。

4 前項に定めるもののほか、個人情報管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第二項の規定による調査の結果に基づき保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講じるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を公安委員会に報告するものとする。

（山梨県公安委員会審査請求手続規則の一部改正）

**第三条** 山梨県公安委員会審査請求手続規則（令和三年山梨県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第二十条第一項」を「第十九条の三」に、「山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第四十三条第一項に規定する審査請求」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四百四条第一項に規定する審査請求」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（山梨県公安委員会行政文書管理規則の一部改正に伴う経過措置）

2 山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年山梨県条例第五十号）附則第二条の規定による廃止前の山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第十四条第一項の規定による開示の請求があつた行政文書の保存については、なお従前の例による。

### 山梨県公安委員会告示第三十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置され、又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨

県公安委員会規則第七号 第四条の規定により告示する。

令和五年三月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 高橋 英 尚

別表第一中

三六	南アルプス市西南湖三四〇番地先(県道増穂若草線と県道一軒茶屋荊沢線との交差点)	一軒茶屋	平成一五年一月一八日 告示第八八号
----	-----------------------------------------	------	----------------------

三六	南アルプス市西南湖三四〇番地先(主要地方道富士川南アルプス線と県道一軒茶屋荊沢線との十字路交差点)	東南湖	令和五年三月二十七日 告示第三〇号
----	---------------------------------------------------	-----	----------------------

五七	南アルプス市沢登九七五番地先(国道五二号と市道櫛形八号線との十字路交差点)	桃園神社東	平成一五年一月一八日 告示第八八号
----	---------------------------------------	-------	----------------------

五七	南アルプス市沢登九七五番地先(国道五二号と市道との十字路交差点)	桃園	令和五年三月二十七日 告示第三〇号
----	----------------------------------	----	----------------------

四五	都留市田原二丁目一五番三号先(市道同士の十字路交差点)	谷村高校西	平成二五年四月一八日 告示第四八号
----	-----------------------------	-------	----------------------

四五	都留市田原二丁目一五番三号先(国道一三九号(都留バイパス)と市道との十字路交差点)	都留興讓館高校西	令和五年三月二十七日 告示第三〇号
----	-------------------------------------------	----------	----------------------

に改める。

別表第四の六二一の項を次のように改める。

六二一	削除				南甲	令和五年三月二十七日 告示第三〇号
-----	----	--	--	--	----	----------------------

別表第五の二七の項を次のように改める。

二七	削除				甲斐	令和五年三月二十七日 告示第三〇号
----	----	--	--	--	----	----------------------

別表第五の三二の項を次のように改める。

三二	削除				甲斐	令和五年三月二十七日 告示第三〇号
----	----	--	--	--	----	----------------------

別表第五の三三三の項を次のように改める。

三三三	削除				甲斐	令和五年三月二十七日 告示第三〇号
-----	----	--	--	--	----	----------------------

別表第六の一〇一の項を次のように改める。

一〇一	削除				甲斐	令和五年三月二十七日 告示第三〇号
-----	----	--	--	--	----	----------------------

別表第六の一〇三の項を次のように改める。

一〇三	削除				甲斐	令和五年三月二十七日 告示第三〇号
-----	----	--	--	--	----	----------------------

別表第七の四の項を次のように改める。

四	削除				南甲	令和五年三月二十七日 告示第三〇号
---	----	--	--	--	----	----------------------

別表第七の七六の項を次のように改める。

七六	削除				南ア	令和五年三月
----	----	--	--	--	----	--------

					スルプ	二七日 告示第三〇号
--	--	--	--	--	-----	---------------

別表第八の五の項を次のように改める。

五	削除				笛吹	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
---	----	--	--	--	----	-------------------------

別表第九の九の項を次のように改める。

九	削除				南部	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
---	----	--	--	--	----	-------------------------

別表第十の八九の項を次のように改める。

八九	主要地 方道甲 府市川 三郷線	甲府市中央四丁目五番二〇号先	三	甲府	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
----	--------------------------	----------------	---	----	-------------------------

別表第十の六三二の項を次のように改める。

六三二	削除			甲斐	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
-----	----	--	--	----	-------------------------

別表第十の八四一の項を次のように改める。

八四一	削除			南部	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
-----	----	--	--	----	-------------------------

別表第十の一、五九四の項を次のように改める。

一、五九四	市道	甲府市上石田三丁目一番九号先	四	甲府	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
-------	----	----------------	---	----	-------------------------

別表第十の二、三九七の項を次のように改める。

二、三九七	国道二 〇号	甲斐市宇津谷七三二番地二先	四	甲斐	令和五年三月 二七日
-------	-----------	---------------	---	----	---------------

別表第十の二、五七六の項を次のように改める。

二、五七六	削除			南部	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
-------	----	--	--	----	-------------------------

別表第十の二、七〇九の項を次のように改める。

二、七〇九	市道	甲府市屋形二丁目一番一号先	一	甲府	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
-------	----	---------------	---	----	-------------------------

別表第十の三、一二八の項を次のように改める。

三、一二八	国道二 〇号	甲斐市宇津谷一二九番地先	二	甲斐	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
-------	-----------	--------------	---	----	-------------------------

別表第十の四、二四二の項を次のように改める。

四、二四二	市道	中央市上三條四〇一番地五先	一	南甲府	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
-------	----	---------------	---	-----	-------------------------

別表第十の五、七二二の項の次に次のように加える。

五、七二三	市道	中央市山之神二二番地六四先	一	南甲府	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
五、七二四	市道	中央市上三條四六二番地先	一	南甲府	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
五、七二五	県道飯 野新田 白根線	南アルプス市飯野一、七二七番 地一先	一	南アル プス	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
五、七二六	県道北 原下条 南割線	斐崎市大草町上條東割七〇一番 地二先	一	甲斐	令和五年三月 二七日 告示第三〇号
五、七二七	市道	笛吹市境川町小黒坂一、八八七 番地先	一	笛吹	令和五年三月 二七日



五、七二八	主要地 方道甲 府笛吹 線	笛吹市石和町小石和三七七番地 先	一	笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
五、七一九	市道	笛吹市石和町下平井四番地一先	二	笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
五、七二〇	市道	笛吹市石和町東油川八八番地先	一	笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
五、七二二	市道	山梨市北二、一二六番地七先	一	日下 部	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
五、七二二	村道	南都留郡忍野村忍草三、五一五 番地一先	一	富士 吉田	令和五年三月二 七日 告示第三〇号

別表第十六の二三五の項を次のように改める。

二三五	削除		南甲府	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-----	----	--	-----	-------------------------

別表第十六の七九四の項を次のように改める。

七九四	削除		笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-----	----	--	----	-------------------------

別表第十六の八一七の項を次のように改める。

八一七	削除		笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-----	----	--	----	-------------------------

別表第十六の八三四の項を次のように改める。

八三四	削除		笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-----	----	--	----	-------------------------

別表第十六の一、〇六九の項を次のように改める。

一、〇六九	削除		南甲府	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-------	----	--	-----	-------------------------

別表第十六の一、〇九一の項及び一、〇九二の項を次のように改める。

一、〇九一	削除		笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
一、〇九二	削除		笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号

別表第十六の一、三〇九の項を次のように改める。

一、三〇九	削除		南部	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-------	----	--	----	-------------------------

別表第十六の一、三二五の項を次のように改める。

一、三二五	削除		鵜沢	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-------	----	--	----	-------------------------

別表第十六の一、三二九の項を次のように改める。

一、三二九	削除		南部	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-------	----	--	----	-------------------------

別表第十六の一、四五六の項を次のように改める。

一、四五六	削除		南甲府	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-------	----	--	-----	-------------------------

別表第十六の二、〇〇七の項を次のように改める。

二、〇〇七	削除		笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-------	----	--	----	-------------------------

別表第十六の三、二五〇の項から三、二五二の項までを次のように改める。

三、二五〇	削除	笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
三、二五一	削除	笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
三、二五二	削除	笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号

別表第十六の三、五一一の項を次のように改める。

三、五一一	削除	鰍沢	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-------	----	----	-------------------------

別表第十六の三、七九八の項を次のように改める。

三、七九八	削除	笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-------	----	----	-------------------------

別表第十六の四、一六二の項を次のように改める。

四、一六二	削除	南アル プス	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-------	----	-----------	-------------------------

別表第十六の六、五二八の項を次のように改める。

六、五二八	削除	南甲府	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-------	----	-----	-------------------------

別表第十六の六、七三四の項を次のように改める。

六、七三四	削除	南甲府	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-------	----	-----	-------------------------

別表第十六の九、八二七の項を次のように改める。

九、八二七	削除	笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-------	----	----	-------------------------

別表第十六の二二、一七〇の項の次に次のように加える。

二二、一七〇	主要地 方道甲府山梨線 山梨市堀内七一番地一先（主要 地方道甲府山梨線と市道との十 字路交差点・南進車両）	日下部	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
--------	-------------------------------------------------------------------	-----	-------------------------

別表第十九の一七六の項を次のように改める。

一七六 国道五 二号	南アルプス市宮沢一七三番地先（ 甲西工業団地北交差点）から南巨 摩郡富士川町青柳町一、一四六番 地先（富士川大橋西交差点）まで の両側歩道（一、四六〇メートル）	南アル プス 鰍沢	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------	-------------------------

別表第二十二の二の二〇の項の次に次のように加える。

二二 国道四 一一号	甲府市国玉町一一五番地先	玉諸 神社 南甲 府	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
------------------	--------------	---------------------	-------------------------

別表第三十三の一四の項を次のように改める。

一四 削除		甲府	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
----------	--	----	-------------------------

別表第三十三の三五の項を次のように改める。

三五 国道一 四〇号	甲府市中央一丁目一〇番一先 （甲府警察署前交差点）	甲府	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
------------------	------------------------------	----	-------------------------

別表第三十三の三〇六の項を次のように改める。

三〇六 削除		甲斐	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-----------	--	----	-------------------------

別表第三十三の三二四の項を次のように改める。

三二四	削除	甲斐	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-----	----	----	-------------------------

別表第三十三の三二四の項を次のように改める。

三二四	削除	甲斐	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-----	----	----	-------------------------

別表第三十三の三三四の項を次のように改める。

三三四	削除	甲斐	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-----	----	----	-------------------------

別表第三十三の五四五の項を次のように改める。

五四五	削除	大月	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
-----	----	----	-------------------------

別表第三十四の一の項及び二の項を次のように改める。

一	削除	甲斐	令和五年三月二 七日 告示第三〇号
二	削除	笛吹	令和五年三月二 七日 告示第三〇号

### その他

#### 専門学校山梨県立農林大学校管理者規程第一号

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和五年三月二十七日

専門学校山梨県立農林大学校管理者

山梨県農政部長 大久保 雅 直  
山梨県林政部長 入 倉 博 文

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程

専門学校山梨県立農業大学校学則（平成二十年専門学校山梨県立農業大学校管理者規程第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

専門学校山梨県立農林大学校学則

第一条中「専門学校山梨県立農林大学校管理規則」を「専門学校山梨県立農林大学校管理規則」に、「専門学校山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に改める。

第二条第二項中「山梨県立農業大学校果樹教場」を「山梨県立農林大学校果樹教場」に、「山梨県立農業大学校野菜花き教場」を「山梨県立農林大学校野菜花き教場」に改める。

第三条第二項中「農業」の下に「及び林業」を加える。

第四条第二項中「と園芸学科」を「（北杜市）、園芸学科（北杜市）及び森林学科（南巨摩郡富士川町）」に改め、同条第三項中「落葉果樹学科」の下に「（北杜市）」を加える。

第五条中「三十名」を「四十名」に、「六十名」を「八十名」に改める。

第十三条中「農業専門課程」の下に「又は林業専門課程」を加える。

第十四条第二項第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改め、「養成科」の下に「果樹学科又は園芸学科」を加える。

第十九条第一項中「宿泊研修」を「宿泊研修等」に改める。

第二十条中「専門学校山梨県立農業大学校授業料、入学料及び入学検定料条例」を「専門学校山梨県立農林大学校授業料、入学料及び入学検定料条例」に改める。

第二十一条中「副校長、課長」を「次長及び副校長を、専門課程に課長」に改める。

第二十二条第二項中「副校長」を「次長及び副校長」に改める。

別表中「第九条関係」を「第九条、第十二条関係」に改め、同表一中「養成科」の下に「（果樹学科及び園芸学科）」を加え、「共通実習」実習 三九〇― 一三―

一三― 一三―」を 農林連携 実習 三〇― 一― 一― 一― 一― に改め、

共通実習 実習 三六〇― 一二― 一二― 一二―」

同表二中「農業生産法人派遣研修」を「農業法人派遣研修」に改め、同表中二を三とし、一の次に次のように加える。

二 養成科（森林学科）

分野	科目	区分	時間数		単位数	
			第一学年	第二学年		
教養	英語	講義	一五	一五	二	
	体育	実習	三〇	三〇	二	
	化学Ⅰ	講義	三〇	三〇	二	
	生物	講義	一五	一五	二	
	数学Ⅰ	演習	三〇	三〇	二	
	数学Ⅱ	講義	一五	一五	二	
	社会学	講義	一五	一五	二	
	文章表現	講義	一五	一五	二	
	林業一般	森林・林業概論	講義	一五	一五	一
		林業法規	講義	一五	一五	一
労働安全衛生		講義	一五	一五	一	
森林生態		講義	一五	一五	一	
森林土壌・水文		講義	一五	一五	一	
森林計画		森林計画概論	講義	一五	一五	一
		測量	実習	三〇	三〇	一
		立木調査	実習	三〇	三〇	一
		森林調査実習	実習	三〇	三〇	一
		森林施業プラン	講義	一五	一五	一
	森林施業プラン演習	演習	六〇	六〇	二	
	森林経営計画	講義	一五	一五	一	
林業経営	林業経営	講義	一五	一五	一	
	林業事業体会計	講義	三〇	三〇	二	

造林	造林学Ⅰ 造林学Ⅱ 造林実習Ⅰ 造林実習Ⅱ 森林保護	講義 講義 実習 実習 講義	一五 一五〇 一五	一五 三〇 一五	一 一 一 一 一
林業機械	林業機械概論 林業機械実習Ⅰ 林業機械実習Ⅱ 林業架線実習	講義 実習 実習 実習 実習	一五 一五〇 一八〇	一 二〇	一 五 六 四
路網整備・素材生産	森林作業道 森林作業道作設実習 素材生産実習Ⅰ 素材生産実習Ⅱ	講義 実習 実習 実習	三〇 六〇	三〇 九〇	二 一 二 三
林業D	情報処理理論Ⅰ 情報処理理論Ⅱ 森林GISⅠ 森林GISⅡ スマート林業概論 先進林業実習 スマート林業 スマート林業実習	演習 演習 演習 演習 講義 実習 講義 講義 実習	三〇 三〇 三〇 一五 三〇	三〇 三〇 三〇 一五 三〇	一 一 一 一 一 一 一 一
木材流通	木材加工・利用 木材加工・流通実習 マーケティング	講義 講義 実習 講義	一五 一五 三〇	一五 三〇	一 一 一 二

合計	卒業研 究	森林活 用	特用林産 特用林産実習	講義 実習	一五 三〇	一五	一 一 一
		総合実 習	総合実習 農林連携 先進農林業実習	講義 実習	三〇 三〇	一五	一 一 一
		卒業論文	卒業論文	実習	二四〇 三〇	二七〇	九
		演習	演習	実習	二七〇	二七〇	九
単位	九十七						

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和四年四月一日から適用する。